

特別の教育課程編成・実施計画

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

岐阜県多治見市教育委員会

2 特別の教育課程を編成・実施する学校一覧

学校名	設置者の別	学校の種類
多治見市立笠原小学校	公立	小学校

3 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

当該校は、平成15年度より笠原中学校とともに研究開発学校の指定を受け、『小中連携による外国語教育の在り方』に関する研究実践に取り組んできており、本年度末をもってその指定期間を終了することとなる。

これまでの取組により、小中学校9年間を通じた系統的な外国語教育が展開され、当該校の主たる進学先である笠原中学校においては、外国語の義務教育終了段階における到達目標の引き上げが図られた。また、当該校においては、これまでの外国語活動の成果を損なうことなく円滑に教科に転換するための効果的な方法として、「読むこと」及び「書くこと」を含めた指導方法の究明に取り組み、一定の成果を上げてきた。

よって、改めて当該校を教育課程特例校として申請することにより、これまでの実践の成果を継承しつつ、地域の付託に応える学校を具現し、市内はもとより県内外に対して小学校における外国語教育に関する良質な教育情報の提供をめざすものである。

(2) 必要となる教育課程の基準の特例

第1学年及び第2学年では、生活科の標準授業時数の内35時間を削減し、「外国語科」35時間に充てる。

第3学年及び第4学年では、総合的な学習の時間の標準授業時数の内45時間、及び外国語活動を15時間それぞれ削減して、「外国語科」60時間に充てる。

第5学年及び第6学年では、総合的な学習の時間の標準授業時数の内20時間、及び外国語活動を50時間それぞれ削減して、「外国語科」70時間に充てる。

教育課程全体は、別添の教育課程表参照。

(3) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

当該校は、研究開発学校として、実践的なコミュニケーション能力の育成をめざし、音声から言語を獲得するのに適期とされている小学校の早い段階（低学年）から、児童の発達の段階及び教育課程全体を考慮し、「聞く」「話す」活動を中心とした外国語教育を展開し、一定の成果を上げてきた。

また、これまでの取組を底支えしてきたのが、平成14年度に立ち上げられた『笠原校区幼保小中一貫教育推進協議会』である。これまでに、同協議会を中心として町を挙げての幼保小中の連携強化が図られており、その中核を担ってきたのが外国語教育であるため、地域や保護者からは強い要請がある。

(4) 法令上の教育の目標等との関係

ア 教育基本法及び学校教育法における教育の目標に関する規定との関係

小学校低学年から、全学年を通して系統的に教科としての外国語を実施することによ

り、小学校における外国語教育の一層の充実が図られる。その中で、児童一人一人の能力を伸ばし、創造性を培うことができ、将来、国際的な活動に参加できる資質・能力を育むことができる。このことは、教育基本法第2条第2号、同条第5号及び学校教育法第21条第3号に掲げる教育の目標に関する規定に合致している。

イ 学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていること

第1学年では、外国語科「みんななかよし」の単元で、生活科の内容の内、(1)「学校生活を支えている人々や友達」を取り扱う。また、第2学年では、外国語科「水に入れると・・・？」の単元で、(6)「自然やものを使った遊び」を取り扱う。このことにより、生活科の授業時数が減少しても、①自分や身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもつ、②自分や自分の生活について考える、③生活上必要な習慣や技能を身に付けるなどを具体的な活動や体験を通して身に付け、自立への基礎を養うという生活科の目標は十分に達成できると考える。

第3学年から第6学年については、例えば第6学年の外国語科「留学するならどこ？～世界の学校～」の単元で、「国際理解」の視点から課題を設定し、諸外国の学校の様子についての情報を収集し、整理・分析、まとめ・表現のプロセスを経て学習を展開する。このことにより、総合的な学習の時間の授業時数が減少しても、①探究的な見方・考え方を働かせる、②横断的・総合的な学習を行う、③よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくなどの学習の在り方を損なうことなく、資質や能力の育成が図られると考える。

ウ 学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること

総授業時数については、別紙教育課程表のとおり、十分確保されている。

(5) 児童又は生徒の教育上適切な配慮及び保護者への配慮

ア 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮

当該校では、長年に渡る研究開発学校としての取組の中で、児童の発達の段階に配慮し、育成すべきコミュニケーション能力の素地を段階表にとりまとめ、それをもとに6年間の指導計画を作成・実践している。また、外国語科の中で、各教科等の既習事項を取り扱う手法(いわゆる、笠原型コンテンツ・ベイスト)を用いることにより、各教科の内容の系統性及び体系性へも十分な配慮を行っている。

イ 保護者の経済的負担への配慮、その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成・実施する場合のみ記載)

当該校が、特別の教育課程を実施した場合の保護者の経済的負担はない。

また、当該校のある笠原町は、一小一中であるため、外国語教育において児童生徒の学習機会の均等は担保されている。

ウ 児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮

当該校の教科としての外国語教育は、これまで外国語活動で重視されてきた「聞く」「話す」活動を基盤としているため、転入児童についても円滑に適応できる。

また、教育課程全体についても学習指導要領の定める内容事項及び総授業時数が確保されているため、転出児童への影響はない。

エ その他特例の実施に当たって必要と考えられる配慮等

本市における小学校外国語活動の時間への外国語指導助手の配置率は約50%である。一方、当該校に対しては、研究開発学校であることを踏まえ、これまで外国語指導助手2名を常時配置（配置率100%）してきた。

当該校を特例校とした場合、これまでと同様に年間660時間の実施となるため、外国語指導助手の配置についても現状を維持し、外国語教育の一層の充実を図る。

(6) 特例の適用開始日

- ・平成30年4月1日より

(7) 取組の期間

- ・平成30年4月1日 ～ 平成32年3月31日

(8) 計画の実施状況の把握・検証及び文部科学省への報告

- ・実施状況及び検証内容等を、教育委員会議において報告する。
- ・実施状況及び検証内容等を、平成32年3月に文部科学省へ報告する。

【担当者】

1. 管理機関

名 称	岐阜県多治見市教育委員会
住 所	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目71番地の1
連絡先	電話番号 0572-23-5920 FAX番号 0572-23-5921 E-mail kumazaki-k@city.tajimi.lg.jp
担当者	多治見市教育委員会 教育研究所 所長 熊崎 健一
作成年月日	平成29年8月21日

2. 都道府県教育委員会

名 称	岐阜県教育委員会
住 所	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番地の1
連絡先	電話番号 058-272-1111（内線3696） FAX番号 058-278-2822 E-mail yamada-satoshi1@pref.gifu.lg.jp
担当者	岐阜県教育委員会 学校支援課 課長補佐 山田 誠志

別添

多治見市立笠原小学校 教育課程表

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	外国語活動の授業時数	新設教科等の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育						
第1学年	306		136		67 (-35)	68	68		102	34	34			35 (+35)	850
第2学年	315		175		70 (-35)	70	70		105	35	35			35 (+35)	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35	35	10 (-45)	0 (-15)	60 (+60)	945
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35	35	10 (-45)	0 (-15)	60 (+60)	980
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	35	35 (-20)	0 (-50)	70 (+70)	980
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	35	35 (-20)	0 (-50)	70 (+70)	980
合 計	1461	365	1011	405	137 (-70)	358	358	115	597	209	209	90 (-130)	0 (-130)	330 (+330)	5653

合 計	1461	365	1011	405	137 (-70)	358	358	115	597	209	209	90 (-190)	0 (-70)	330 (+330)	5653
-----	------	-----	------	-----	--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------------	------------	---------------	------

※第3学年～第6学年においては、新学習指導要領への移行措置に基づき、「総合的な学習の時間」15時間を削減する。